

「受益証券等の直接募集及び解約等に関する規則」の一部改正(案)

平成 22 年 12 月 14 日
(下線部分変更箇所)

新	旧
<p style="text-align: center;">受益証券等の<u>直接募集等</u>に関する規則</p> <p>第1章 総則 (目的) 第1条 この規則は、正会員(定款第6条に定める正会員をいう。以下同じ。)が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集若しくは私募(金融商品取引法(昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。)第2条第3項に規定する募集若しくは私募をいう。以下同じ。)及び<u>その他の業務</u>、自らが資産運用の業務を受託している投資法人が発行する投資証券又は投資法人債券の募集若しくは私募の取扱及び<u>その他の業務</u>、又は委託者非指図型投資信託の受益証券の募集若しくは私募及び<u>その他の業務</u>(以下「<u>直接募集等</u>」という。)に関し、顧客に対する投資勧誘、顧客管理等の必要な事項を定め、<u>直接募集等</u>を公正かつ円滑に実施するとともに、投資者の保護を図ることを目的とする。</p> <p>(<u>直接募集等</u>の基本方針) 第1条の2 正会員が<u>直接募集等</u>を行う場合は、投資者本位の営業に徹し、誠実かつ公正にその業務を遂行するとともに、この規則の定めるところにより行い、投資者保護に努めるものとする。</p> <p>第2章 投資勧誘 (法令等の遵守) 第2条 正会員は、<u>直接募集等</u>を行う場合には、金商法、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。)その他の法令及び本会の諸規則を遵守するものとする。</p> <p>(勧誘の方針等) 第3条 正会員は、健全な投資慣行の確立と適正な勧誘態度の保持に努め、顧客本位に徹して行うため、社内規則を制定し、これを<u>直接募集等</u>の業務に従事する役員及び使用人(以下「営業役職員」という。)に遵守させるものとする。</p> <p>(自己責任原則の徹底等) 第4条 正会員は、顧客に受益証券等(第1条に規定する委託者指図型投資信託及び委託者非指図型投資信託の受益証券、投資証券並びに投資法人債券をいう。以下同じ。)の取得の勧誘を行う場合には、目論見書等を用い、投資者に対し、商品の性格を十分に説明し、その取得は投資者自身の判断と責任において行うべきものであることを理解させるとともに、投資者の投資経験、投資目的、資力等を十分に把握し、投資者の意向と実情に適合した募集等を行うものとする。</p> <p>2 正会員は、自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券のうち、<u>新たな投資信託の受益証券の</u></p>	<p style="text-align: center;">受益証券等の<u>直接募集及び解約等</u>に関する規則</p> <p>第1章 総則 (目的) 第1条 この規則は、正会員(定款第6条に定める正会員をいう。以下同じ。)が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集若しくは私募(金融商品取引法(昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。)第2条第3項に規定する募集若しくは私募をいう。以下同じ。)、自らが資産運用の業務を受託している投資法人が発行する投資証券又は投資法人債券の募集若しくは私募の取扱、又は委託者非指図型投資信託の受益証券の募集若しくは私募(以下「<u>直接募集・解約等</u>」という。)に関し、顧客に対する投資勧誘、顧客管理等の必要な事項を定め、<u>直接募集・解約等</u>を公正かつ円滑に実施するとともに、投資者の保護を図ることを目的とする。</p> <p>(<u>直接募集・解約等</u>の基本方針) 第1条の2 正会員が<u>直接募集・解約等</u>を行う場合は、投資者本位の営業に徹し、誠実かつ公正にその業務を遂行するとともに、この規則の定めるところにより行い、投資者保護に努めるものとする。</p> <p>第2章 投資勧誘 (法令等の遵守) 第2条 正会員は、<u>直接募集・解約等</u>を行う場合には、金商法、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。)その他の法令及び本会の諸規則を遵守するものとする。</p> <p>(勧誘の方針等) 第3条 正会員は、健全な投資慣行の確立と適正な勧誘態度の保持に努め、顧客本位に徹して行うため、社内規則を制定し、これを<u>直接募集・解約等</u>の業務に従事する役員及び使用人(以下「営業役職員」という。)に遵守させるものとする。</p> <p>(自己責任原則の徹底等) 第4条 (同 左)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>取得の勧誘に当たっては、当該投資信託の特性やリスクを十分に把握し、当該投資信託に適合する顧客が想定できないものは、取得の勧誘を行ってはならない。</u></p>	
<p>3 <u>正会員は、自ら設定する「レバレッジ投資信託」(投資信託の投資信託財産等の一口当たりの純資産額の変動率を基準指標の変動率にあらかじめ定めた倍率(2倍以上又はマイナス2倍以下に限る。)を乗じて得た数値に一致させるよう運用される投資信託(取引所金融商品市場に上場されているもの又は店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託(店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則第2条に規定するものをいう。)に該当するものを除く。)をいう。以下同じ。)の直接募集等に関し、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努めなければならない。</u></p>	(新 設)
<p>第3章 服務基準 (禁止行為) 第5条 正会員の役職員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 (1)～(12) (略) (13) 受益証券等の乗換え(現に保有している受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は受益証券等の売付けを伴う受益証券等の取得をいう。)を勧誘するに際し、顧客(特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)を除く。)に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行わないこと</p>	<p>第3章 服務基準 (禁止行為) 第5条 (同 左) (1)～(12) (同 左) (13) 受益証券等の乗換え(現に保有している受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は受益証券等の売付けを伴う受益証券等の取得をいう。)を勧誘するに際し、顧客(特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第4項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。)を除く。)に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行わないこと</p>
<p>第4章 顧客管理 (顧客の登録) 第6条 (略) 2 (略) 3 (略)</p>	<p>第4章 顧客管理 (顧客の登録) 第6条 (同 左) 2 (同 左) 3 (同 左)</p>
<p>(勧誘開始基準) 第6条の2 <u>正会員は、顧客(個人に限り、特定投資家を除く。)に対し、自ら設定するレバレッジ投資信託に係る取得の勧誘(当該取得の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて行うもの並びに当該取得の勧誘の要請をしていない顧客に対し、正会員の本店、その他の営業所又は事務所において行うものに限る。)を行うに当たっては、勧誘開始基準を定め、当該基準に適合した者でなければ、当該取得の勧誘を行ってはならない。</u></p>	(新 設)
<p>第7条～第8条 (略)</p>	(同 左)
<p>(取引の安全性の確保) 第9条 正会員は、新規顧客、大口取引顧客等からの取得の申込みに際しては、あらかじめ当該顧客から応募代金等の全部又は一部の預託を受ける等安全性の確保に努めるものとする。</p>	<p>(取引の安全性の確保) 第9条 正会員は、新規顧客、大口取引顧客等からの<u>直接募集・解約等</u>の申込みに際しては、あらかじめ当該顧客から応募代金等の全部又は一部の預託を受ける等安全性の確保に努めるものとする。</p>
<p>(顧客管理体制の整備)</p>	<p>(顧客管理体制の整備)</p>

新	旧
<p>第10条 (略)</p>	<p>第10条 (同 左)</p>
<p>2 正会員は、顧客管理に関する体制を整備し、顧客の<u>直接募集等</u>の状況及び営業役職員の営業活動の状況についての的確な把握に努めるものとする。</p>	<p>2 正会員は、顧客管理に関する体制を整備し、顧客の<u>直接募集・解約等</u>の状況及び営業役職員の営業活動の状況についての的確な把握に努めるものとする。</p>
<p>第11条～第12条 (略)</p>	<p>第11条～第12条 (同 左)</p>
<p>第6章 書面の電磁的方法による提供等の取扱い (書面の電磁的方法による提供等の取扱い)</p>	<p>第6章 書面の電磁的方法による提供等の取扱い (書面の電磁的方法による提供等の取扱い)</p>
<p>第12条の2 正会員は、顧客に交付すべき書面若しくは顧客から取得する書面に代えて当該書面に記載すべき事項を金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年府令第52号)第56条、<u>第57条及び第57条の3</u>又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年府令第129号)第11条から第12条に定めるところにより電磁的方法により<u>交付若しくは取得</u>することができるものとする。</p>	<p>第12条の2 正会員は、顧客に交付すべき書面に代えて当該書面に記載すべき事項を金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年府令第52号)第56条から<u>第60条</u>又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年府令第129号)第11条から第12条に定めるところにより電磁的方法により<u>提供</u>することができるものとする。</p>
<p>第7章 雑 則 (店舗借りによる<u>直接募集等</u>)</p>	<p>第7章 雑 則 (店舗借りによる<u>直接募集・解約等</u>)</p>
<p>第13条 投資信託委託会社等会員は、金融機関及び保険会社(以下「金融機関等」という。)の店舗を借りて<u>直接募集等</u>を行う場合は、次に掲げるところにより行うものとする。 (1)投資信託の<u>直接募集等</u>のための他と区別された専用のスペースを設けること (2)～(5) (略)</p>	<p>第13条 投資信託委託会社等会員は、金融機関及び保険会社(以下「金融機関等」という。)の店舗を借りて<u>直接募集・解約等</u>を行う場合は、次に掲げるところにより行うものとする。 (1)投資信託の<u>直接募集・解約等</u>のための他と区別された専用のスペースを設けること (2)～(5) (同 左)</p>
<p>(追加型投資信託の収益分配金による再投資) 第13条の2 (略)</p>	<p>(追加型投資信託の収益分配金による再投資) 第13条の2 (同 左)</p>
<p>(営業役職員の届出等)</p>	<p>(営業役職員の届出等)</p>
<p>第14条 正会員は、新たに役職員を<u>直接募集等</u>の業務に従事させる場合には、当該役職員の氏名、生年月日並びに当該業務に従事させる日を、細則に定める様式により本会に届け出るものとする。 ただし、新たに<u>直接募集等</u>の業務に従事させる者が日本証券業協会が定める協会の外務員の資格、登録等に関する規則(以下「日証協外務員規則」という。)第3条の規定に基づき登録された外務員である場合には、当該役職員の名簿(氏名、生年月日及び外務員の職務に従事することができることとなった日が記載されているものとする。)の添付をもって、当該届出事項の記載に代えることができるものとし、この場合においては、当該役職員が外務員の職務に従事することができることとなった後、速やかに届け出るものとする。</p>	<p>第14条 正会員は、新たに役職員を<u>直接募集・解約等</u>の業務に従事させる場合には、当該役職員の氏名、生年月日並びに当該業務に従事させる日を、細則に定める様式により本会に届け出るものとする。 ただし、新たに<u>直接募集・解約等</u>の業務に従事させる者が日本証券業協会が定める協会の外務員の資格、登録等に関する規則(以下「日証協外務員規則」という。)第3条の規定に基づき登録された外務員である場合には、当該役職員の名簿(氏名、生年月日及び外務員の職務に従事することができることとなった日が記載されているものとする。)の添付をもって、当該届出事項の記載に代えることができるものとし、この場合においては、当該役職員が外務員の職務に従事することができることとなった後、速やかに届け出るものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (同 左)</p>
<p>3 正会員は、次に掲げる者を<u>直接募集等</u>の業務に従事させてはならない。 イ～ロ (略)</p>	<p>3 正会員は、次に掲げる者を<u>直接募集・解約等</u>の業務に従事させてはならない。 イ～ロ (同 左)</p>
<p>(細 則)</p>	<p>(細 則)</p>

新	旧
<p>第15条 本規則の施行に関し、必要な事項は細則で定める。</p> <p>(その他)</p> <p>第16条 受益証券等の<u>直接募集等</u>に関し、この規則に定めのない事項については、理事会の決議をもって定めることができるものとする。</p> <p>(所管委員会への委任)</p> <p>第17条 理事会は、この規則に関する細則の改正並びに受益証券等の<u>直接募集等</u>に関する各種ガイドラインの制定及び改廃について、自主規制委員会に委任することができるものとする。</p> <p>(以下略)</p> <p>附 則</p> <p>この改正は、平成 23 年 4 月 1 日より実施する。</p>	<p>第15条 本規則の施行に関し、必要な事項は細則で定める。</p> <p>(その他)</p> <p>第16条 受益証券等の<u>直接募集・解約等</u>に関し、この規則に定めのない事項については、理事会の決議をもって定めることができるものとする。</p> <p>(所管委員会への委任)</p> <p>第17条 理事会は、この規則に関する細則の改正並びに受益証券等の<u>直接募集・解約等</u>に関する各種ガイドラインの制定及び改廃について、自主規制委員会に委任することができるものとする。</p> <p>(同 左)</p>